一般社団法人日本結晶学会

細則

第 1 章　正会員および賛助会員

第 1 条　本会に正会員または学生会員として入会を希望する者は、入会申込書に所定のことがらを記入し、本会 正会員または永年会員 1 名の紹介（署名捺印）を得て、本会に提出する。学生会員は、学生の身分を証する書類を添付しなければならない。学生としての身分を失ったときはただちに本会に届け出ねばならない。

第 2 条　本会に賛助会員として入会を希望する者または団体は、入会申込書に所定のことがらを記入して、本会 に提出する。

第 3 条　　本会の在籍年数が 10 年以上で 65 歳以上の正会員は、本会に申告すれば永年会員の資格を得ることができる。本会の在籍年数が 20 年以上で 70 歳以上の正会員または永年会員は、本会に申告すれば終身会員 になることができる。

第 4 条　会員は、細則第 4 章に定める刊行物の配布を受ける。ただし、終身会員は刊行物の配布を受けるにあたって、前年のうちに配布希望の申請を行うものとする。

第 2 章　会長および評議員

第 5 条　定款第 5 条および第 20 条に定める会長および評議員の選出は、次の方法による。

(1)　会長は、会長の任期が終わる 1 年以上前に正会員、学生会員、終身会員、永年会員ならびに名誉会員（以下「個人会員」という。）に次期会長候補者の推薦を求める。推薦投票は、無記名で最大 2 名連記とする。同一候補者名が連記された場合は 1 票と数える。10 票以上の得票者のうち、本 人の同意の得られた上位 2 名を会員推薦候補者とする。ただし、票数が同数の場合は年長者を候補者とする。

(2)　評議員会は、研究分野、結晶学会への寄与などを十分考慮して、別に 1 名の評議員会推薦候補者を選出する。

　ただし、前号の会員推薦候補者が 2 名に達しない場合には、その不足数を評議員会がさらに選出するものとする。

(3)　会長は、会員推薦候補者および評議員推薦候補者を合わせた計 3 名を次期会長候補者とし、それら候補者の氏名・所属を個人会員に通知して選挙 を行う。投票は単記無記名とし、第 1 位の得票者を次期会長とする。ただし、票数が同数の場合は年長者を次期会長とする。

(4)　会長は、評議員の任期が終わる以前に個人会員に次期評議員候補者の推薦を求め

る。推薦投票は、無記名で最大 5 名連記とする。同一候補者名が連記された場合は一票と数える。3 票以上の得票者のうち、上位 15 名までを会員推薦候補者とする。票数が同数の場合は、年少者を候補者とする。ただし、改選評議員の内、3 期連続して就任した者は候補者としない。

(5) 会長は、前記 4 号の会員推薦の結果を評議員に知らせ、各評議員に次期評議員の推薦を 5 名連記で求める。推薦投票は無記名とする。同一候補者名が連記された場合は一票と数える。3 票以上の得票者のうち、上位 10 名までを評議員推薦候補者とする。票数が同数の場合は、年少者を候補者とする。ただし、前記 4 号と同様、改選評議員のうち、3 期連続して就任した者は候補者としない。

(6) 会長は、研究分野、地域、年齢構成等を十分考慮して、会員推薦および評議員推薦候補者と合わせて 30 名程度の候補者を選出する。以上によって選出された次期評議員候補者を評議員会に諮り、候補者を決定する。

(7) 会長は、前記 6 号による候補者全員の氏名・所属を個人会員に通知して選挙を行う。投票は無記名で、最大 10 名連記とする。11 名以上連記された票は無効とする。得票順に上位 15 名を次期評議員とする。ただし、票数が同数の場合は、年少者を次期評議員とする。

(8) 選挙の開票は、幹事および評議員各 1 名以上の立ち会いの下で行う。

第 3 章　学術的会合

第 6 条　年会では、会員の研究報告、およびそれらに関する討論を行なう。分科会では、特定の分野での会員の研究報告、およびそれらに関する討論を行なう。年会、分科会その他の講演会では、本会で依頼した講演を行なうことがある。

第 7 条　年会は、年 1 回開き、分科会その他の講演会は、随時開く。それらの期日、開催地などは評議員会において決定され、あらかじめ全会員に通知される。

第 4 章　刊行物

第 8 条　本会は、学会機関誌として、日本結晶学会誌（以下「会誌」という）を、年 3 回以上発行する。

第 9 条　会誌には、総合報告、研究報告、解説、学界の話題、研究余話、論文目録、本会記事、会告、会員名簿などを掲載する。

第 10 条　会誌にこれらの著作物を掲載しようと思う会員は、その原稿を細則第 12 条に定める編集委員長に提出する。

第 11 条　会誌に掲載された著作物の著作権と、その著作物の複写の行使に関わる権利（複写権）は本会に帰属する。

第 5 章　委員会

第 12 条　本会に、編集委員会、行事委員会、広報委員会、情報委員会、男女共同参画推進委員会および学会賞選考委員会の 6 つの常置委員会を置く。各々の常置委員会は、それぞれに別に設ける規定に従って運営される。学会賞選考委員会以外の各常置委員会の委員長は会長により指名される。学会賞選考委員会の委員は会長により委嘱される。

第 13 条　本会は、評議員会が必要と認めた事項を審議するために、期間を定めて特別委員会を置くことができる。

第 6 章　学会賞

第 14 条　本会は、結晶学の進歩発展に寄与し、その業績が特に顕著な者に賞を贈りこれを表彰する。賞の種類と内容および授与方法については、別に定める日本結晶学会学会賞規定および日本結晶学会学会賞選考委員会規定に従うものとする。

第 7 章　附則

第 15 条　この細則の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

第 16 条　この細則は、一般社団法人日本結晶学会としての設立登記の日より施行する。